

《 流水占用事務の怠慢 》

＝三重県も近畿地方整備局も「河川管理者」の名が泣いている。＝

2008年5月12日

伊賀利水研究会 代表 浅野 隆彦

〔はじめに〕

今年1月25日、《 伊賀用水問題を考える 》意見論文(本委員会一般意見 NO.937及び改訂版 NO.977{2月28日付})を公表し、2月8日「《 伊賀用水問題を考える 》＝河川管理者回答への反論」(NO.955)を出している。その後、3月24日に《 伊賀用水の自流水取水を認めなければならない 》(NO.1007)に於いて、実質的に伊賀用水新規需要量 $0.358\text{m}^3/\text{S}$ を伊賀市水道守田水源は取水して来ていた事を示すデータと分析結果を示し、尚かつ同地点の慣行水利権・守田機械揚水(取水量 $0.16\text{m}^3/\text{S}$)が長年稼働していない「幽霊水利権」である事を指摘してきた。

上記の調査をより深く進める中で、更に興味深い事実が浮かび上がり、このような「河川法に背く」実態を許してきたのが、とりもなおさず「河川管理者」の怠慢の所為である事を思い知らされ、ここに中間報告的に記すものである。

〔毛利の矢より強し・・・〕

以下に、「森井堰」、「守田機械揚水」、「久米井堰」(現在、久米井堰頭首工)の沿革などを整理して示す。(三重県知事への届書、許可調書などから引用)

概要 A	「森井堰」	「守田機械揚水」	「久米井堰」
届出人 (代表者)	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄	上野市久米町 守田土地改良区 理事長 山岡武雄
届け日	昭和42年1月20日	昭和42年1月20日	昭和42年1月20日
沿革	江戸時代中期頃は依那具及び四十九町の西部低地帯約10町歩を灌漑する井堰であった。明治初期に守田地区の約30町歩を合併、後に井堰近辺の開田が進み、灌漑面積が増大した。	昭和21年頃から3ヶ年連続で旱魃があり守田地区の耕地では水不足だったので、24年度に「補助水源」として完成させた。	江戸時代中期より続いた米穀精白用水車の為の井堰が使用されなくなっていたのを守田土地改良区の久米川井堰が昭和28年水害で流失した事から譲り受けて修復した。
現況	昭和33年、井堰を川全幅に延長したコンクリート固定堰とした。	大渇水時の補助水源。	昭和30年、コンクリート固定堰とした。
取水量	常時 $0.18\text{m}^3/\text{S}$ 最大 $0.36\text{m}^3/\text{S}$	最大 $0.12\text{m}^3/\text{S}$	常時 $0.075\text{m}^3/\text{S}$ 最大 $0.15\text{m}^3/\text{S}$

概要 B	「森井堰」	「守田機械揚水」	「久米井堰」
届け人 (代表者)	上野市八幡町1978 森井堰代表 松島喜志男	上野市久米町283 松島喜志男	上野市久米町283 松島喜志男
届け日	昭和47年10月8日	昭和47年10月8日	昭和47年10月8日
沿革	江戸時代中期には依那 具及び四十九町の西部 約10町歩余の耕地に 灌漑する井堰であった。 明治初期、守田町約30町 歩及び八幡町約20町歩を 合併し、井堰近辺にて5町 歩余の開田と合わせ現在 に至っている。	「概要 A」と変わら ない。但し、「補助水 源」の文字が消えて いる。	「概要 A」と変わらな い。
現況	かんがい用水、雑用水、防 火用水、水路の管理用水 等、多目的に利用する為 四季を通じ取水している。	灌漑区域は守田、久 米町の水田50ha で ある。灌漑期は4月 上旬から9月下旬。 水路に配水し、末端 は掛け流しである。 「補助水源」が無い。	昭和30年度に復旧 し、四季を通じ取水 している。
取水量	常時 0. 70m ³ /S 最大 0. 90m ³ /S	最大 0. 16m ³ /S	常時 0. 30m ³ /S 最大 0. 55m ³ /S

上記の表は、「概要 A」が昭和 42年に届け出され、「概要 B」が昭和47年に届けられた「慣行水利権」の、本来は同じ内容でなければ為らない筈の「比較表」である。「森井堰」は昭和49年に「許可水利権」となり、次のような取水量を守らなくてはならなくなる。

苗代期(4/10～5/15)0.044m³/S 代掻き期(5/16～5/20)0. 232m³/S
生育期(5/21～9/8)0. 098m³/S 灌漑面積は調査の上、43haと認定された。

上記の資料から読み取れるものは、農業者は一滴でも多く「かんがい用水」を取り込みたいと願っていると言う事を含め、「流水占用事務」というものが「慣行水利権」に対し、「精査・確認」を怠り、放任状態を続けている状態が明らかに見られるということである。以上に示した3つの河川表流水の取水は、主として元の守田土地改良区を潤すための「3本の矢」として、強力な「灌漑能力」を発揮してきたであろう。久米町を合わせ、残っている水田は今や50ha あるであろうか？当該地域はその後、「名阪国道」用地、商業用地、住宅団地などに開発され、水田は減ってしまったのである。代わりに「上水道」等のいわゆる「都市用水」が必要視される地域に変貌してきているのであるから、「河川管理者」たるものは「よくよく現地を見て」、「利水の転用」を考えねばならないのである。

ちなみに、「森井堰」は5/4に約0. 5m³/S、5/7に約0. 4m³/S を八幡方面への用水路に流していた事を確認している。灌漑時期さえ変貌してしまっているのだ。

〔 参考 〕「いわゆる慣行水利権について」

旧河川法が施行された明治29年の時点において、既に河川から取水を行っていたものを言い、これについては改めて河川法にに基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものと看做される。慣行水利権の内容は、社会的な承認を受けた慣行によって定まるとされている。法律用語として、用いられているものではない。